

## 発熱などの症状があるとき

⇒ かかりつけ医、または、きょうと新型コロナ医療相談センターへ

電話：075-414-5487 (365日24時間、京都府・京都市共通)

# みなさんの声で延長、充実 コロナ対策・支援策

## 生活保護

「生活保護の申請は国民の権利です」－厚生労働省がよびかけ

(厚生労働省のホームページより)

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

\*扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないとい、ということはありません。

\*住むところがない人でも申請できます。

- ・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。
- ・例えば、施設に入ることの同意することが申請の条件ということはありません。

\*持ち家がある人でも申請できます。

- ・利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

\*必要な書類が揃ってなくても申請は出来ます。福祉事務所とご相談ください。

緊急事態宣言等を踏まえ、一時的な収入減の方の資産要件など弾力的な運用を行っています

田村厚労相「義務ではございません 義務ではございません 扶養照会が義務ではございません」

(1月28日参院予算委員会で、小池晃議員の質問への答弁) 法に定めのない扶養照会をやめさせましょう

## 生活支援

### ○緊急小口資金(20万円以内) 無利子・保証人不要 (申し込み3月末まで、社会福祉協議会)

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、対象となります

※学生の方も活用できます。

返済の開始時期を2022年3月末まで延長。2021年度(令和3年度)または2022年度(令和4年度)の住民税非課税(本人および世帯主)の場合、返済は免除されます。

### ○総合支援資金(20万円(単身15万円)×3ヶ月・3ヶ月の延長が可能)。3月末までに貸し付けが終了した世帯に3ヶ月の再貸し付けが可能となります(合わせて9ヶ月)。無利子・保証人不要 (申し込み3月末まで、社会福祉協議会)

※新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象

2022年(来年)3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付に関して、返済の開始時期を2022年3月末まで延長 ※償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。

### ○住居確保給付金(1人世帯上限4万円)3月末までに申請された方は12ヶ月まで延長可能

※主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合

※留学生の方も対象です。また、大学生で生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等も対象となります。

2021年3月末までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、3ヶ月間の再支給が可能となります。

### ○ひとり親世帯 臨時特別給付金 再支給が行われています 申請がまだの方はおられますか？

新型コロナウイルス感染症の影響で、大きな困難が生じているひとり親世帯を支援するために「ひとり親世帯臨時特別給付金」が支給されます。

**基本給付** 支給金額 1世帯5万円+第2子以降1人につき3万円を加算した額(2回)

① 2020年(令和2年)6月分の児童扶養手当が支給されている世帯

※基本給付の申請は必要ありません。

② 公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方

※申請が必要です

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方。6月1日以降、ひとり親状態になり、所得見込みが基準内の世帯。

※申請が必要です

**追加給付**

①②にあたる方で、新型コロナの影響で減収していれば5万円の「追加給付」が受けられます。

※申請が必要です（自己申告・添付書類不要）

まだ間に合います。申請がまだの方は、申請しましょう（2月末まで）。基本給付・追加給付と再給付（基本給付と同額）が受けられます。すでに申請した方、6月分の児童扶養手当受給の方は、再支給の申請は不要です。

## ○国民健康保険料減免

※世帯の主たる生計維持者の事業等の収入が10分の3以上減少した場合（所得要件等あり）

- ・対象保険料：2020年2、3月分保険料および、申請月以降の2020年度分保険料
- ・申請期限：2021年3月納期以前

## ○国民健康保険傷病手当

※国保の被保険者で給与の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるために労務に服することができなくなった方が対象です。

- ・対象期間：2020年1月1日～2021年3月31日

## ○介護保険料減免

※世帯の主たる生計維持者の事業収入等の10分の3以上減少が見込まれる場合（当該所得の合計額が、400万円以下）

- ・対象保険料：2020年2月分～2021年3月分まで
  - ・申請期限：2021年3月31日
- 後期高齢者医療保険料も減免となる場合があります

## ○新型コロナ対応休業支援金

**（10～12月分の申請は3月末までに。2月末までの分も対象になります）**

**対象となる期間は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です**

※主に以下の条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給。

- ① 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、事業主の指示により休業した中小企業の労働者  
大企業の労働者に対しても拡大されます。（対象期間1月8日～遡っての適用を求めています）
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方  
（令和2年4月～9月の休業についても、申請が受け付けられる場合があります。）

店舗が入居しているショッピングセンターの施設全体が休館し休業となった場合なども対象になります。

シフト制、短時間休業、日々雇用、登録型派遣の方も雇用実態により対象となります。アルバイトの学生も対象です。雇用保険の被保険者でなくても対象となります。事業主の協力が得られない場合も申請できます。

## 事業者支援

## ○雇用調整助成金特例措置の延長（2021年2月28日まで）

※これに伴い、新型コロナの影響で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、1年を超えて引き続き受給することができます（6月30日まで）

※緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です

## ○京都府緊急事態措置協力金（受付が始まっています）

京都府内で1月13日以前に、午後8時～午前5時に営業を行っている飲食店、飲食店営業許可を得ている遊興施設等にたいし、午前5時～午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）の時短営業の協力を要請。

- ・対象期間 1月14日以降の協力開始日から2月7日まで

**要請期間中に廃業や閉店された場合でも、要請に応じて時短営業した日は支給対象となります**

- ・受付期間 2月8日（月）～3月1日（月）

第2期感染拡大防止協力金（1月12～13日）と同時に申請可能

- ・WEB申請または、郵送申請（郵便物の追跡が可能なレターパックライトまたはレターパックプラス）

宛先 〒603-8799 京都北郵便局留 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

**緊急事態宣言の期間が令和3年3月7日(日曜日)まで延長されたことに伴い、時短要請を行う期間が令和3年3月7日(日曜日)まで延長されました。延長分の申請受付は、要請期間終了後開始予定です。**

## ○第1期感染拡大防止協力金（令和2年12月21日～令和3年1月11日）の申請期間が延長されます。申請がまだの方は、2月10日（水）～2月19日（金）に

- ・申請は郵送のみです。（郵便物の追跡が可能なレターパックライトまたはレターパックプラス）

宛先 〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局延長受付係

## ○緊急事態宣言に伴い、売上の減少した中小事業者に対する一時支援金

### ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定

### ②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比(または対前々年比)▲50%以上減少している

**法人 最大60万円 個人事業者等 最大30万円**

**(3月上旬に、電子申請での受付開始予定)**

## ○家賃支援給付金の申請は2月15日まで延長されています

## ○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金

※新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、文化芸術関係者の活動再開・継続を支援するため、A「施設使用料や付帯設備使用料」、B「感染拡大防止に必要となる経費」を対象に、補助金を交付します。

- ・対象期間：2020年10月1日～2021年3月31日

- ・受付期限：2021年2月28日17:00

## ○緊急事態宣言を踏まえた新たな資金繰り支援策がありますのでご相談ください

## 学生・若者への支援

### ○学費が払えないとき

大学等修学支援制度(給付奨学金+授業料減免)

※世帯年収380万円以下(モデル世帯)が対象。コロナ減収後の見込み年収で申請可。

「家計急変」は随時受付。

※お問い合わせは各学校、日本学生支援機構へ

・学校独自の授業料減免が受けられる場合もあります。

### ○奨学金を返せないとき

返還の減額、猶予制度 日本学生支援機構(奨学金相談センター)0570-666-301

※減額…年収325万円以下(個人事業主などは所得225万円以下)

※猶予…年収300万円以下(個人事業主などは所得200万円以下)

・コロナでの「家計急変」は減収後の推定年収で申請可

### ○生活費が足りないとき 社会福祉協議会

総合支援資金(単身世帯月15万円×原則3カ月まで)

緊急小口資金(上限20万円)

※無利子・保証人なし(21年3月まで)の公的貸付制度 ※学生も利用可

### ○家賃を払えないとき 社会福祉協議会

住居確保給付金(家賃3カ月分を給付、最長12カ月)

※離職・廃業、減収で住居を失う恐れのある方が対象

※親から支援を受けていない自宅外の学生も。留学生も対象です。

### ○年金保険料を払えないとき

学生納付特例制度(納付猶予)

※自身の収入が年118万円以下の学生が対象

※コロナ減収の場合は所得見込みで申請可

### ○医療費を払えないとき

全国に無料・低額診療の医療機関があります

※「保険証がない」「お金がない」方もご相談ください

### ○お仕事の困りごと

失業、解雇、休業補償などの相談窓口

※全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060